

富里市果樹産地強靱化支援事業補助金交付要綱

(令和7年11月5日告示第127号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、強靱な果樹産地の構築を図るため、果樹農家が防災・減災のために実施する老朽化により防災効果の低下した多目的防災網や防風網の再整備に要する経費に対して整備補助を実施し、予算の範囲内において、富里市果樹産地強靱化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(経費及び補助率)

第2条 補助の対象となる事業の区分、経費、事業費の下限、事業実施主体、補助率は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であ

ることを知りながら、当該契約を締結する行為

- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(交付申請)

第3条 規則第5条の規定により、補助金の交付の申請をしようとするときは、補助事業着手前までに、富里市果樹産地強靱化支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）により、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により交付申請書を提出するときは、事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。
(交付の条件)

第4条 規則第7条に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更（別表に規定する重要な変更に限る。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
(2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告しその指示を受けること。
(4) 事業の着工又は着手は、補助金の決定を受けてから行うこと。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うこと。
(5) その他市長が必要と認める事項

- 2 前項第4号の規定により交付決定前に事業の着手を行う場合は、市長の適正な指導を受けた上で、富里市果樹産地強靱化支援事業の補助金交付決定前着手届（別記第2号様式）により市長に届け出なければならない。

(承認の手続)

第5条 前条第1項第1号に規定する承認を受けようとするときは、富里市果

樹産地強靱化支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）により、市長に提出しなければならない。

（遂行状況の報告）

第6条 規則第12条に規定する事業の遂行状況を報告しようとする場合には、補助金の交付決定に係る年度の12月末現在の実施状況を富里市果樹産地強靱化支援事業補助金に係る事業進捗状況報告書（別記第4号様式）により、その翌月までに市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第7条 規則第15条の規定による実績報告をしようとするときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い期日までに、富里市果樹産地強靱化支援事業実績報告書（別記第5号様式）により、市長に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書の規定により交付申請した者は、前項の実績報告書を提出するに当たって第3条第2項ただし書の規定に該当した事業実施主体について当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書の規定により交付申請した者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記第6号様式）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（交付の請求）

第8条 規則第18条の規定により、補助金の交付の請求をしようとするときは、富里市果樹産地強靱化支援事業補助金交付請求書（別記第7号様式）により、市長に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第9条 規則第19条第2項の規定により、概算払による補助金の交付を請求しようとするときは、富里市果樹産地強靱化支援事業補助金概算払請求書（別記第8号様式）により、市長に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第10条 規則第24条の規定により市長が定める財産は、それぞれ1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金交付規則（昭和3

1年農林省令第18号)第5条に規定する期間(以下「処分制限期間」という。)とする。

3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が第3条の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、交付決定をもって、次に掲げる条件により市長の承認を受けたものとみなす。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

(2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価格相当額又は処分により得られた収入の全部若しくは一部を市に納付することを条件とすることがある。

(暴力団密接関係者)

第11条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者(補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体)とする。

(財産の管理)

第12条 事業実施主体は、補助対象経費(事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第2条、第4条関係)

区分及び経費	<p>事業実施主体が果樹棚と一体的な多目的防災網の再整備として実施するもののうち次に掲げる経費（自力施工に必要な資材費の購入経費等を含む。）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 果樹棚の補修 (2) 多目的防災網等の張り替え
事業費下限	20万円以上
事業実施主体	<ol style="list-style-type: none"> (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく認定農業者 (2) 農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者 (3) 果樹産地構造改革計画（平成17年農林水産省生産局長通知16生産第8112号）において担い手と定められた者
補助率	4分の1以内（千円未満切捨て）
重要な変更の内容	<p>事業内容の変更</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業の中止又は廃止 (2) 事業実施主体の変更 (3) 事業実施地区の変更 (4) 事業区分の新設又は廃止 (5) 事業費の30パーセントを超える増減又は補助対象経費の増

別記

第1号様式（第3条関係）

富里市果樹産地強靱化支援事業補助金交付申請書

年 月 日

富里市長

様

農業者団体名又は個人名

（住 所）

（代表者）

（連絡先）

年度において、下記のとおり富里市果樹産地強靱化支援事業を実施したいので、富里市補助金等交付規則第5条の規定により富里市果樹産地強靱化支援事業補助金の交付を申請します。

記

1 補助金申請額 円

2 事業の目的

3 事業実施主体

4 事業計画
別紙のとおり

5 経費の配分及び負担区分

事業内容	総事業費 (A)+(B)	補助事業に要 する(した)経 費 (A)	負 担 区 分		備考
			市町村費 (A)	その他 (B)	
果樹棚と一体的 な多目的防災網 の再整備	円	円	円	円	
計					

※総事業費欄には、事業種目ごとに記載すること。

※備考欄には、事業種目ごと、事業実施主体ごとに仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円うち県費〇〇〇円」）を記入すること。

6 収支予算（収支精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備考
			増	減	
県補助金 市町村費	円	円			
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備考
			増	減	
	円	円			
計					

別紙

富里市果樹産地強靱化支援事業 事業計画

1 事業実施主体

- (1) 名 称
- (2) 所 在 地
- (3) 代表者名

2 事業の内容

果樹棚と一体的な多目的防災網の再整備

設置場所	品目名	導入施設の内容		
		多目的防災網の規格	事業量	事業費
		mm	a	円
消費税				円
計				円

※多目的防災網の規格には、目合い、角目又はバツ目を記載する。(例：9×9、角)

3 事業実施主体の収支予算（収支精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
市町村費	円	円	円	円	資金名
自己資金					
借入金					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

4 着手予定年月日（着手年月日）

年 月 日

5 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

年 月 日

6 添付資料

実施設計書（出来高設計書）、カタログ等を添付すること。

※事業実績報告書については、契約書の写しを添付すること。

第2号様式（第4条関係）

富里市果樹産地強靱化支援事業の補助金交付決定前着手届

年 月 日

富里市長

様

農業者団体名又は個人名

（住 所）

（代表者）

（連絡先）

年度富里市果樹産地強靱化支援事業実施計画に基づく別添事業について、
下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

(別添)

事業 実施主体	事業 種目	品目名	事業量 (面積)	事業費	着手予定 年月日	事業完了 予定年月日	理由
合計							

添付書類 実施設計書

第3号様式（第5条関係）

富里市果樹産地強靱化支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

富里市長

様

農業者団体名又は個人名

（住 所）

（代表者）

（連絡先）

年 月 日付け指令第 号で補助金交付決定のあった富里市果樹産地強靱化支援事業の実施について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、富里市補助金等交付規則第14条の規定により承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容
- 3 その他必要事項

備考 変更事項ごとに、変更前を括弧書きで上段に、変更後をその下段に2段書きにして内容が対比できるように作成すること。また、事業種目の新設、廃止等を行う場合は、必要により別記第1号様式の下記1から6までに準じて同様に2段書きすること。

第4号様式（第6条関係）

富里市果樹産地強靱化支援事業補助金に係る事業進捗状況報告書

年 月 日

富里市長

様

農業者団体名又は個人名

（住 所）

（代表者）

（連絡先）

年度富里市果樹産地強靱化支援事業補助金について、12月31日現在の事業の進捗状況を報告します。

記

事業実施 主体名	事業内容	総事業費	県補助金	年12月31日 までに完了したもの		事業完了 (予定)日	備考（出来高比率が 100%未満の場合は 理由と今後の対応を 記載）
				事業費	出来高 比率		
		円	円	円	%		
計							

第5号様式（第7条関係）

富里市果樹産地強靱化支援事業実績報告書

年 月 日

富里市長 様

農業者団体名又は個人名

（住 所）

（代表者）

（連絡先）

年 月 日付け指令第 号で補助金交付決定のあった富里市果樹産地強靱化支援事業を下記のとおり実施したので、富里市補助金等交付規則第15条の規定により報告します。

記

1 補助金申請額 円

2 事業の目的

3 事業実施主体

4 事業計画

富里市果樹産地強靱化支援事業 事業計画（第1号様式別紙）のとおり

備考 交付申請と実績報告で変更がある場合、それぞれを容易に比較対照できるように変更部分を2段書きとし、交付申請時を括弧書きで上段に記載すること。

5 経費の配分及び負担区分

区分	総事業費 (A)+(B) 円	補助事業に要 する(した)経 費 (A) 円	負 担 区 分		備考
			市町村費 (A) 円	その他 (B) 円	
果樹棚と一体的 な多目的防災網 の再整備費	円	円	円	円	
計					

※総事業費欄には、事業種目ごとに記載すること。

※備考欄には、事業種目ごと、事業実施主体ごとに仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円うち県費〇〇〇円」）を記入すること。

6 収支予算（収支精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額) 円	前年度予算額 (本年度予算額) 円	比 較		備考
			増	減	
県補助金 市町村費	円	円			
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額) 円	前年度予算額 (本年度予算額) 円	比 較		備考
			増	減	
	円	円			
計					

第6号様式（第7条関係）

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

富里市長

様

農業者団体名又は個人名

（住所）

（代表者）

（連絡先）

年 月 日付け指令第 号で補助金交付決定のあった富里市果樹
産地強靱化支援事業補助金について、富里市果樹産地強靱化支援事業補助金交付要綱
第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	年 月 日付け達第 号による額の確定通知額	金	円
2	補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円（A）
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円（B）
4	補助金返還相当額（B－A）	金	円

備考 事業実施主体の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

第7号様式（第8条関係）

富里市果樹産地強靱化支援事業補助金交付請求書

年 月 日

富里市長

様

農業者団体名又は個人名

（住 所）

（代表者）

⑩

（連絡先）

年 月 日付け達第 号で額の確定のあった富里市果樹産地強靱化支援事業補助金を、富里市補助金等交付規則第18条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金

円

第8号様式（第9条関係）

富里市果樹産地強靱化支援事業補助金概算払請求書

年 月 日

富里市長 様

農業者団体名又は個人名

（住 所）

（代表者）

⑩

（連絡先）

年 月 日付け指令第 号で補助金交付決定のあった富里市果樹
産地強靱化支援事業補助金を、富里市補助金等交付規則第19条第2項の規定により、
概算払について下記のとおり請求します。

記

金 円